

松戸市シティプロモーション推進事業

PR 戦略及びメディアリレーション等業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、人口50万人に迫る松戸市（以下「市」という）が持つさまざまな魅力や価値（特に東京に隣接しているというアクセスの良さ、暮らしやすさ、都市と自然の融合、子育てのしやすさ、人とのつながり等）を、都心や近隣区市を中心に全国へ向けて発信し、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・WEB等のメディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動（メディアリレーション業務）等を行って、メディアへの露出獲得強化による、より一層の本市の認知度や知名度・都市イメージの向上、本市への注目度の向上および話題化づくりを目的として、民間の優れた知識や経験・実績・コスト意識等を活用するため、複数の事業者から企画提案を求めるものです。

1. 件名

松戸市シティプロモーション推進事業
PR戦略及びメディアリレーション等業務委託

2. 業務内容

松戸市シティプロモーション推進事業 PR 戦略及びメディアリレーション等業務委託仕様書（別紙1）の定めるところによります。

3. 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4. 業務規模限度額

10,000,000円以下（税込）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものです。

5. 参加資格要件

企画提案書等を提出する者（以下「応募者」という）は、次の各号に掲げるすべて

の要件を満たす者であることとします。

- (1) 公益社団法人 日本パブリックリレーションズ協会に加入しており、登録会員社名と同一であること。
- (2) 戦略的なPR業務及びメディアリレーション業務を、業務内容の中心としているPR会社であること。(広告出稿が主体ではないこと)
- (3) 2018・2019年度に、国・地方公共団体との契約において、各種メディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動・メディアリレーション業務・プロモーション支援活動等を行って、パブリシティとしてメディア露出を獲得した実績等を有すること。
- (4) 本社又は支社が、東京都内又は千葉県内、神奈川県内、埼玉県内、茨城県内にあること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の開札日(見積り合わせの日)前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (9) 参加表明届の提出期限から受託候補者の特定までの間に、本市から指名停止基準に基づく指名停止の措置および指名除外措置の期間がないこと。
- (10) 松戸市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第9条に規定する排除の対象となっていないこと。
- (11) 事業協同組合等が参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で参加申込をすることはできない。

6. 資料配布

(1) 配布方法

募集要領(本書)およびその他の配布資料については、市ホームページにおいて公開します。

(2) 配布期間

令和2年3月26日（木）から令和2年4月17日（金）17時まで

(3) 配布資料

- ・ 松戸市シティプロモーション推進事業
PR戦略及びメディアリレーション等業務委託実施要領（本書）
- ・ 様式1 参加表明届
- ・ 様式2 質問書
- ・ 様式3 参加辞退届
- ・ 様式4 業務履行体制及び責任者・担当者一覧
- ・ 様式5 誓約書
- ・ 様式6 会社概要書
- ・ 様式7 業務実績書
- ・ 別紙1 松戸市シティプロモーション推進事業
PR戦略及びメディアリレーション等業務委託仕様書
- ・ 別紙2 企画提案書作成要領
- ・ 松戸市総合計画第6次実施計画
- ・ 松戸市人口ビジョン 松戸市総合戦略
- ・ まつどシティプロモーション推進方針
- ・ 参考資料～松戸市について～

7. スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 公募開始 | 令和2年3月26日（木） |
| ② 質問書の受付締め切り | 令和2年4月3日（金）17時 |
| ③ 質問書に対する回答 | 令和2年4月10日（金） |
| ④ 参加表明届の受付締め切り | 令和2年4月16日（木）17時 |
| ⑤ 参加資格確認結果通知 | 令和2年4月17日（金）以降 |
| ⑥ 企画提案書等の提出締め切り | 令和2年4月28日（火）17時 |
| ⑦ プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和2年5月14日（木） |
| ⑧ 審査結果の通知 | 令和2年5月19日（火）以降 |
| ⑨ 契約締結 | 令和2年6月上旬 |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

8. 参加表明届の提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明届（様式1） 1部
- イ 会社概要書（様式6） 1部
- ウ 業務実績書（様式7） 1部
- エ 公益社団法人 日本パブリックリレーションズ協会の登録会員であることを証明するものの写し

(2) 提出期限

令和2年4月16日（金）17時〔必着〕

(3) 提出方法

直接持参（要事前連絡）または郵送（未着などが生じた場合、配達状況が確認できる方法で送付すること）で提出

（持参の場合、提出期限までの開庁日で8時30分～17時の間。ただし正午～13時を除く）

(4) 提出場所

〒271-8588 松戸市根本387番地の5（松戸市役所 新館5階）
松戸市総合政策部広報広聴課 シティプロモーション担当室
電話：047-366-7320（直通）

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書 10部

企画提案書作成要領（別紙2）に基づき作成してください。業務履行体制および責任者・担当者一覧（様式4）、見積書（任意書式）も含めてください。

※企画提案書データは電子媒体（1部）に保存の上、あわせて提出してください。

- イ 添付書類

- ① 法人の登記事項証明書（提出期限日の時点で発行後3か月以内のもの、写し可）
- ② 印鑑証明書（提出期限日の時点で発行後3か月以内のもの、写し可）

- ③ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等、直近1年分）
- ④ 納税証明書（提出期限日時時点で発行後3か月以内のもの、写し可）
 - 国税 法人：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（その3の3）
 - 都道府県民税 納税証明書
 - 市税 法人市町村民税 納税証明書（事業年度過去2年分）
固定資産税 納税証明書（償却資産税を含む過去2年分）
- ⑤ その他、市が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和2年4月28日（火）17時〔必着〕

(3) 提出方法

直接持参（要事前連絡）または郵送（未着などが生じた場合、配達状況が確認できる方法で送付すること）で提出

（持参の場合、提出期限までの開庁日で8時30分～17時の間。ただし正午～13時を除く）

(4) 提出場所

8.（4）と同様

10. プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 日時

令和2年5月14日（木）

(2) 場所

松戸市役所本庁舎内（千葉県松戸市根本387番地の5）

※日時・会場等の詳細については、別途ご連絡します。

(3) 時間

各事業者45分程度（準備およびプレゼンテーション35分、ヒアリング10分）

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。

※審査会への入室は4名までとします。

※プロジェクター、スクリーン、電源ケーブル、マイクは、市において用意しますが、その他機材については提案者が持参することとします。

(パソコンとプロジェクターをつなぐケーブルについては、ご持参ください。)
※当日のプレゼンテーション資料は、提出された企画提案書とします。やむを
えず、企画提案書の変更および差し替え、追加資料の配布がある場合には、事
前協議するものとします。

11. 質問、回答

(1) 質問等の受付について

ア 提出書類

質問書(様式2)

イ 提出期限

令和2年4月3日(金) 17時〔必着〕

ウ 提出方法

シティプロモーション担当室宛てに、電子メールで書類を添付し提出

エ 提出先

松戸市総合政策部広報広聴課 シティプロモーション担当室

E-mail: mcpromo@city.matsudo.chiba.jp

(2) 質問書に対する回答

ア 回答日

令和2年4月10日(金) までに回答

イ 回答方法

参加者全員に電子メールにて送付

(3) 注意事項

事業内容等に関わる回答については、「松戸市シティプロモーション推進事業
PR戦略及びメディアリレーション等業務委託募集要領」等の追加または修正とみ
なします。

12. 選考方法

(1) 委託事業者の選定

公募型プロポーザル方式とし、松戸市シティプロモーションPR戦略及びメディア
リレーション等業務委託業者選考委員会(以下「選考委員会」という)の委員
が、提出された企画提案書等の内容およびプレゼンテーション・ヒアリングの優

秀性について審査し、合計点の高い者から順に受託候補者および次点候補者を選定します。

選考委員会における選考結果を踏まえて、市は、受託候補者と協議、契約の交渉を行います。契約に至らなかった場合、次点候補者と協議し契約の交渉を行います。

なお、提案者が1者のみであった場合も審査は実施します。

(2) 審査方法

ア 選考委員会の委員が(3)の審査項目に基づき、企画提案書等の内容およびプレゼンテーション・ヒアリング等の内容を審査します。

イ 合計点数が最も高い事業者を受託候補者とし、上位者の合計点数が同点となった場合は、委員協議の上、多数決により決定します。

ウ 各委員の持ち点の合計を満点とし、その6割を最低基準点とします。委員の採点の合計が最低基準点に満たない応募者については、候補者としません。

(3) 審査項目

審査項目・視点	審査内容
1. 提案業者の信頼性・実績 (40点満点)	
会社概要	戦略的なPR業務及びメディアリレーション業務を、業務内容の中心としているPR会社であるか。
	会社概要や事業内容など、信頼性のある会社であるか。
業務知識・実績	本業務に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。
	過去に、各種メディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動(メディアリレーション業務)を行って、露出を獲得した実績はあるか。
2. 本業務への取り組み (25点満点)	
実施体制	経験や実績に基づいた適切な体制・人員配置がされているか。
	市との連絡・調整が速やかに行える体制か。
積極性	プレゼンターの説明が分かりやすく、業務に対する取組姿勢に積極性や熱意を感じるか。
3. 本業務の提案内容 (125点満点)	
視点・作威力	本市の認知度や知名度・都市イメージを向上させる提案になっているか。
	令和2年度において本市の注目度を高め、話題化づくりにつながる提案になっているか。

		本市の魅力や現在進めるプロモーション活動、市が進める施策などについて、独自に調査・研究を行うなど、その姿勢に継続性・積極性があるか。
		どのようなメディアに、どのようなPR活動を行うか、その手法が具体的に提案されているか。
		複数のメディアや手法を組み合わせることで、露出の相乗効果をねらうような提案になっているか。(単体のメディアへの露出になっていないか)
	実行力・表現力	PR会社ならではの専門的な視点とノウハウを活かし、各種メディア露出獲得のための独自のルートや強みを持った提案となっているか。
		企画の実行性が説明できており、各種メディアへの露出獲得(特にテレビ)の実現性が高い提案であるか。
		各種メディアに取り上げてもらうために、メディアが求めるニーズをリサーチし、効果的な仕掛けづくりやアプローチ方法となっているか。
		実現性のある適切な工程となっているか。
4. 提案金額 (10 点満点)		
概算見積り	価格点は選定審査会で定めた計算式に基づき算出	
合計 200 点満点		

(4) 事前審査

提案者が多数あり、候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、選考委員会において、あらかじめ(3)の審査項目において書面による事前審査を行い、上位5者がプレゼンテーション・ヒアリング審査を受けることができることとします。

(5) 事業者選考結果通知

最終選考結果は、各者宛てに令和2年5月19日(火)以降に文書で通知します。また、市ホームページで公表します。

13. 契約の締結

(1) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立とします。また、提案内容が全て仕様に盛り

込まれるわけではないことに留意してください。

- (2) 委託事業者として決定された者は、市と契約を締結する際、市に対して誓約書（様式5）を提出してください。

14. 失格事項

- (1) 本要領に定める事項以外の方法により、市職員および市関係者へ提案に対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、業務規模限度額を超過している場合
- (3) 提出方法および提出期限に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 5. の参加資格要件を満たさない場合
- (7) 様式に適合しない場合（記載すべき事項以外の内容が記載されている場合）
- (8) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

15. プロポーザルの辞退

参加表明届の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、参加辞退届（様式3）をプレゼンテーション実施日の2日前までに提出してください。

16. その他

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1件とします。
- (2) 提出期間後の企画提案書等の提出書類の変更および差し替えは認めません。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 企画提案書の作成、郵送料等、本件に係る全ての費用は提案者の負担とします。
- (5) 本プロポーザルにて知り得た情報は、本プロポーザル以外の目的での使用を固く禁止します。
- (6) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- (7) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例30号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

17. 関連情報を入手するためのお問い合わせ先

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5 (松戸市役所 新館 5 階)

松戸市総合政策部広報広聴課シティプロモーション担当室 担当：斎藤

電話：047-366-7320 (直通)

E-mail：mcpromo@city.matsudo.chiba.jp